

事業所：みはるの丘浮島

受付日	サービス	苦情内容	対応・解決
令和4年 7月14日	特養入居	入院中の空きベッド数について、2週間を目途に検討させていただくことを説明すると、契約内容と異なると苦情を受ける。	入居時と入院時の契約書第18条（施設からの契約解除）の説明が不十分であったと思われ、再度契約書第18条の説明を行う。今回の該当項目について細かく説明しご理解いただく。
令和4年 8月19日	居宅介護	包括支援センターより、ケアマネジャーを担当してほしいと依頼を受け初回面談実施し、介護サービス等の紹介をする。面談実施後の同日夜、ご家族から連絡を受けた事業所より、説明したケアマネジャーの対応に納得いかないため事業所も含め変更してほしいと苦情を受ける。	本人とご家族に対応ケアマネジャーが謝罪。 管理者より、包括支援センターへ連絡。事業所を含めケアマネジャーを他事業所をお願いしたいことを伝える。

他1件の確認依頼ありました